

関自保第 2 8 9 号の 2
関自旅一第 1 3 4 1 号の 2
関自旅二第 1 8 7 5 号の 2
関自貨第 1 4 4 0 号の 2
関自監旅第 1 5 6 号の 2
関自監貨第 2 7 5 号の 2
令和 4 年 1 月 5 日

一般社団法人埼玉県トラック協会会長 殿

関東運輸局自動車技術安全部長
自動車交通部長
自動車監査指導部長
(公 印 省 略)

遠隔点呼実施要領について

標記について、自動車局安全政策課長、旅客課長及び貨物課長から別添（令和 3 年 12 月 27 日付け国自安第 137 号、国自旅第 393 号、国自貨第 91 号）のとおり通達がありましたので了知されるとともに、貴会傘下会員に対し周知願います。